

公益社団法人日本サードセクター経営者協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協会は、公益社団法人 日本サードセクター経営者協会と称する。

2 この協会の英文法人名は、The Japan Association of Chief Executives of Voluntary Organizations (通称：JACEVO) とする。

(事務)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2. この協会は、従たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

3. この協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 この協会は、非営利セクター（サードセクター）組織の経営の責務を負う人材が広く地域や事業の種類を越えて連帯し、互いに知見を学びあい(つなぐ)、経営力を高め(伸ばす)、さまざまな提言活動を行う(提言する)ことにより、もってわが国が直面する多くの社会的課題の解決に向けて、サードセクター、企業セクターならびに行政セクターが、それぞれ適切な役割を果たす多元的な社会の実現を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条

この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を全国において行うものとする。

(1) サードセクター経営者をつなぐことに資する事業

ア 経験交流事業

イ 委員会・部会運営事業

ウ 広報事業

(2) サードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業

ア 講座・研修会等イベント事業

イ 相談・コンサルティング事業

ウ 出版事業

(3) サードセクターとしての提言活動をすることに資する事業

ア 調査研究事業

イ 政策提言事業

ウ 他セクター関係者との対話交流事業

(事業年度)

第5条 この協会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は次の3種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下この規定において「一般社団・財団法人法」という。)に規定する社員とする。

- (1) 正会員：サードセクター組織の実質的な経営者（CEO）
- (2) 奨励準会員：サードセクター組織にて仕事をしており、次期経営者候補となり得る者で正会員2名の推薦がある者
- (3) 準会員：正会員、奨励準会員以外の入会を希望するすべての個人

2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める。

(入会)

第7条 この協会の趣旨に賛同して会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき

- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この協会の定款又は規則に違反したとき

(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第15条 この協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

- 第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができるとしているときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第18条

社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、4名以内を代表理事とし、2名以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事のうちより常務理事1名を選任することができる。
- 4 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 執行理事は、代表理事を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、この協会の日常業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求

すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には社員総会の決議により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの協会との取引
- (3) この協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における

るこの協会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第32条 この協会は、役員の「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この協会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置)

第33条 この協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、代表理事のうち1名がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第44条 この協会の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この協会の事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録は、毎事業年度終了後、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第48条 この協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益社団法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配禁止)

第49条 この協会は剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この協会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この規程において「公益認定法」という)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益認定法」第5条17号に掲げる法人のうち、類似の目的を持つサードセクター組織に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会及び部会)

第55条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選定する。

3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 公告の方法

(公 告)

第58条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会の決議を必要とする事項を除き、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 本定款に規定のない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」並びに「公益認定法」その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この協会の成立の日から施行する。
- 2 この協会の設立時の理事は、次に掲げる者である。

後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
曾根原久司
田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子

- 3 この協会の設立時の監事は、次に掲げる者である。

加藤俊也
山田尚武

- 4 設立時社員の氏名又は名称、及び住所は、次のとおりである。

後房雄
宇都木法男
太田達男
大西健丞
加藤哲夫
加藤俊也
曾根原久司

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

田島誠一
深尾昌峰
藤岡喜美子
山田尚武

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 この協会の設立当初の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この協会の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年8月31日とする。

7 この協会の設立当初の会員の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、以下に定めるものとする。ただし、任意団体「日本サードセクター経営者協会設立準備会」に既に1年分の会費を納入したものについては設立当初の事業年度の年会費を減免することがある。

正会員、奨励準会員、準会員 一口：10,000円

以上、一般社団法人日本サードセクター経営者協会設立のため、下記の設立時社員は、共同して定款を作成しこれに署名する。

2009年9月1日

設立時社員

附則(平成22年11月14日社員総会決議)

この定款の変更は、この協会が行政庁より公益認定を受けた日から施行する。ただし、第2条、第49条については社員総会決議日より即日施行する。

貸借対照表

令和2年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 :円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	892,703	1,094,334	△ 201,631
仮払金	0	0	0
前払費用	100,000	100,000	0
未収入金	0	0	0
商品	0	63,000	△ 63,000
流 動 資 産 合 計	992,703	1,257,334	△ 264,631
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産 合 計	0	0	0
(2) 特定資産			
敷金	165,000	165,000	0
出資金	10,000	10,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	175,000	175,000	0
固 定 資 產 合 計	175,000	175,000	0
資 产 合 計	1,167,703	1,432,334	△ 264,631
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	261,340	1,123,141	△ 861,801
前受金	0	0	0
預り金	345,895	228,689	117,206
流 動 负 債 合 計	607,235	1,351,830	△ 744,595
2. 固定負債			
固 定 负 債 合 計	0	0	0
负 債 合 計	607,235	1,351,830	△ 744,595
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指 定 正 味 财 产 合 計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)			0
(うち特定資産への充当額)			0
2. 一般正味財産			
(b) (うち基本財産への充当額)	560,468	80,504	479,964
(c) (うち特定資産への充当額)	0	0	0
正 味 财 产 合 計	560,468	80,504	479,964
负 債 及 び 正 味 财 产 合 計	1,167,703	1,432,334	△ 264,631

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- ① 消費税の会計処理、税込経理によっている。
- ② 固定資産の減価償却方法は以下のとおり
有形固定資産： 定率法（ただし建物は定額法） 無形固定資産： 定額法
少額減価償却資産： 一括償却
- ③ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

貸借対照表内訳表

令和2年8月31日 現在

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法 人 会 計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金・預金	892,703				892,703
前払費用	100,000				100,000
流 動 資 產 合 計	992,703	0	0	0	992,703
2. 固定資産					
(1) 基本財産					0
基 本 財 產 合 計	0	0	0	0	0
(2) 特定資産					
敷 金	165,000				165,000
出資金	10,000				10,000
そ の 他 固 定 資 產 合 計	175,000	0	0	0	175,000
固 定 資 產 合 計	175,000	0	0	0	175,000
資 産 合 計	1,167,703	0	0	0	1,167,703
II 負債の部					
1. 流動負債					
未 払 金	261,340				261,340
預り金	345,895				345,895
流 动 负 債 合 計	607,235	0	0	0	607,235
2. 固定負債					
固 定 负 債 合 計	0	0	0	0	0
負 債 合 計	607,235	0	0	0	607,235
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指 定 正 味 財 產 合 計	0	0	0	0	0
(うち基本財産への充当額)					0
(うち特定資産への充当額)					0
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	610,782		△ 50,314		560,468
(うち特定資産への充当額)					0
正 味 財 產 合 計	610,782	0	△ 50,314	0	560,468
負 債 及 び 正 味 財 產 合 計	1,218,017	0	△ 50,314	0	1,167,703

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、公益法人会計基準(平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

該当なし

(3) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込経理によっています

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				0
該当なし				0
				0
特定資産				0
該当なし				0
				0
合 計	0	0	0	0

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
該当なし			
合 計	0	0	0

正味財産増減計算書

令和元年9月1日 から 令和2年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
正会員受取会費	330,000	180,000	150,000	
事業収益				
カードセクター経営者をつなぐことに資する事業	0	0	0	
カードセクター経営者の能力を伸ばすことに資する事業	5,905,352	2,662,471	3,242,881	
カードセクターとしての提言活動をすることに資する事業	0	0	0	
共通収益	1,087,060	469,848	617,212	
受取補助金等				
受取国庫補助金	1,910,173		1,910,173	
民間補助金		3,587,690	△ 3,587,690	
雑収益				
受取利息	543	544	△ 1	
雑収入	0	110	△ 110	
			0	
経 常 収 益 計	9,284,128	6,900,663	2,383,465	
(2) 経常費用				
事業費				
売上原価	0	7,500	△ 7,500	
給料手当	2,567,552	2,802,720	△ 235,168	
臨時雇賃金	394,700	34,354	360,346	
法定福利費	233,661	16,394	217,267	
旅費交通費	1,513,215	1,744,237	△ 231,022	
通信運搬費	279,516	407,871	△ 128,355	
交際費	0	5,400	△ 5,400	
地代家賃	751,883	485,000	266,883	
消耗品費	562,471	84,061	478,410	
租税公課	0	4,168	△ 4,168	
運賃	2,393		2,393	
支払報酬	465,887	783,948	△ 328,061	
委託料	358,055	518,653	△ 160,598	
広告宣伝費	17,662		17,662	
支払手数料	22,962	24,688	△ 1,726	
諸会費	0	19,080	△ 19,080	
新聞図書費	63,000	35,388	27,612	
印刷製本費	125	75,660	△ 75,535	
雑費	2,500		2,500	
事 業 費 合 計	7,225,582	7,049,122	176,460	
管理費				
給料	285,283	31,080	254,203	
法定福利費	26,962	0	26,962	
旅費交通費	22,034		22,034	
通信運搬費	249,443	12,332	237,111	
地代家賃	751,882	485,000	266,882	
消耗品費	32,156	0	32,156	
租税公課	27,850	0	27,850	
事務用品費	600	0	600	
支払報酬	177,822	146,685	31,137	
支払手数料	550	832	△ 282	
諸会費	5,000		5,000	
管 理 費 合 計	1,578,582	675,929	902,653	
経 常 費 用 計	8,804,164	7,725,051	1,079,113	
評価損益等調整前当期経常増減額	479,964	△ 824,388	1,304,352	
当 期 経 常 増 減 額	479,964	△ 824,388	1,304,352	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
前期正味財産増減修正益	0			
経 常 外 収 益 計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経 常 外 費 用 計	0	0	0	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	479,964	△ 824,388	1,304,352	
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	80,504	759,117	△ 678,613	
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	560,468	△ 65,271	625,739	
II 指定正味財産増減の部				
III 正 味 財 産 期 末 残 高	560,468	△ 65,271	625,739	

正味財産増減計算書内訳表

令和元年9月1日 から 令和2年8月31日 まで

公益社団法人 日本サードセクター経営者協会

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					法人会計	内部取引消去	合 計
	つなぐ事業	伸ばす事業	提言事業	共 通	小 計			
I. 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
受取会費	100,000			115,000	215,000	115,000		330,000
事業収益		5,905,352		543,530	6,448,882	543,530		6,992,412
受取補助金等	316,837		1,850	697,477	1,016,164	894,009		1,910,173
受取寄付金				25,500	25,500	25,500		51,000
雑収益						543		543
経常収益計	416,837	5,905,352	1,850	1,381,507	7,705,546	1,578,582		9,284,128
(2) 経常費用								
事業費								
売上原価								
給料手当		2,282,268		285,284	2,567,552			2,567,552
臨時雇賃金		394,700			394,700			394,700
法定福利費		207,698		25,963	233,661			233,661
福利厚生費								
旅費交通費	92,330	1,419,035	1,850		1,513,215			1,513,215
通信運搬費	10,000	24,836		244,680	279,516			279,516
地代家賃				751,883	751,883			751,883
消耗品費		562,471			562,471			562,471
運賃		2,393			2,393			2,393
支払報酬		455,887			455,887			455,887
委託料		292,655		65,400	358,055			358,055
広告宣伝費		17,662			17,662			17,662
支払手数料	275	14,390		8,297	22,962			22,962
新聞図書費		63,000			63,000			63,000
印刷製本費		125			125			125
雑費		2,500			2,500			2,500
事業費合計	102,605	5,739,620	1,850	1,381,507	7,225,582			7,225,582
管理費								
給料						285,283		285,283
法定福利費						25,962		25,962
旅費交通費						22,034		22,034
通信運搬費						249,443		249,443
地代家賃						751,882		751,882
消耗品費						32,156		32,156
租税公課						27,850		27,850
事務用品費						600		600
支払報酬						177,822		177,822
支払手数料						550		550
諸会費						5,000		5,000
管理費合計						1,578,582		1,578,582
経常費用計	102,605	5,739,620	1,850	1,381,507	7,225,582	1,578,582		8,804,164
評価損益等調整前当期経常増減額	314,232	165,732			479,964			479,964
評価損益等計								
当期経常増減額	314,232	165,732			479,964			479,964
2. 経常外増減の部								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
経常外費用計								
当期一般正味財産増減額	314,232	165,732			479,964			479,964
一般正味財産期首残高	△ 3,345,383	3,442,388	93,846	△ 60,033	130,818	△ 50,314		80,504
一般正味財産期末残高	△ 3,031,151	3,608,120	93,846	△ 60,033	610,782	△ 50,314		560,468
II 指定正味財産増減の部								
指定正味財産期末残高								
III 正味財産期末残高	△ 3,031,151	3,608,120	93,846	△ 60,033	610,782	△ 50,314		560,468